

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議

さる2月24日、ロシアのプーチン政権によるウクライナへの軍事侵攻は、武力行使を原則禁止する国連憲章に対する重大な違反であり、断じて容認することはできない。

プーチン大統領は、核保有国であることに言及し核兵器の使用を示唆し、核兵器使用を想定した軍事演習を行い、2月28日には核兵器運用部隊が戦闘警戒態勢に入ったとされるなど、ウクライナ及び周辺諸国を威嚇していることは、世界秩序を危うくするもので断じて許すことのできない行為である。

さらに3月4日未明、稼働中の原発施設をミサイル攻撃によって制圧するなど、極めて危険な戦闘をエスカレートさせていることは、被爆国の国民として看過できない。

大国ロシアの力による一方的な軍事侵攻は、ウクライナ国民の生命及び安全に対する権利を深刻に侵害するもので、これまで既にウクライナ民間人の尊い人命が失われ、多くの犠牲が生じている惨状が報じられている。

また、ウクライナに拠点を置く日本企業を始め、現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態となっている。

よって、飯山市議会は、ロシアに対し、即時に無条件でウクライナにおけるすべての軍事行動の停止とウクライナからのロシア軍の即時撤退を求める。

また、わが国政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、世界平和の実現に向けた万全の対策を尽くされるよう強く要請する。

以上のとおり決議する。

令和4年3月9日

飯山市議会議長 渋川 芳三